

標準保証拡張 G6 用 延長キット

標準保証拡張キット G6 用 延長キット

ご利用の手引き

～お客様へのお願い～

本サービスをご利用いただくには、お客様登録が必要です。本冊子に

記載の手順にて、速やかにご登録いただきますようお願いします。

お客様登録には、本冊子に記載の「サービスシリアル No.」が必要です。紛失しないようご注意ください。

はじめに

このたびは NEC パーソナルコンピュータ株式会社（以下「NECPC」または「当社」といいます。）の「標準保証拡張 G6 用 延長キット」「標準保証拡張キット G6 用 延長キット」（以下「延長キット」といいます。）をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

本書には延長キットにて提供されるサービス内容、サービス条件、およびサービスの開始に必要なお客様登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

「ご利用の手引」の内容に同意できることをご確認ください。

延長キットに基づく保守基本サービス(HW)の提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた NECPC 製パーソナルコンピュータ本体の保証開始日（ご購入日）から最大で 5 年間に延長されます。（すでに適用されている標準保証拡張キットが 3 年版の場合は最大 2 年間、4 年版の場合は最大 1 年間延長いたします。）

ただし、製品の補修用性能部品の最低保有期間は出荷年月から 5 年です。出荷年月から 5 年を経過した製品は、本サービスのサービス期間を短縮させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お客様が延長キットに基づく保守基本サービス(HW)のご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

延長キット 1 ライセンスにつきサービスを受けられる NECPC 製パーソナルコンピュータの台数は 1 台とします。

サービスを受ける前に

● 延長キット連絡先シール

本パッケージには、「延長キット連絡先シール」が同梱されております。本シールには故障発生時の連絡先が記載されていますので、対象機器の見やすい部分に貼りつけてください。

● 登録申請

本サービスをご利用いただくには、事前にインターネットで NECPC へお客様の情報を登録申請していただくことが必要です。第 2 章を参考に速やかに登録申請をおこなってください。なお、登録には本冊子に記載の「サービスシリアル No」が必要です。「サービスシリアル No」を紛失した場合は登録ができなくなりますのでご注意ください。

- 修理チェックシート

修理チェックシートは引取修理をご依頼される際、必ず修理品に添付していただきます。

下記URLからダウンロードしてご利用願います。

http://jpn.nec.com/products/bizpc/support/assurance/pdf/index_pdf_01.pdf

1章 「標準保証拡張 G6 用 / 標準保証拡張キット G6 用 延長キット」とは

「標準保証拡張 G6 用 延長キット」「標準保証拡張キット G6 用 延長キット」とは、NECPC 製パーソナルコンピュータ〔Mate、VersaPro シリーズ、Mate J、VersaPro J シリーズ（以下「NECPC 製 PC」といいます。）〕向けに用意された保守基本サービス(HW)のパッケージ製品「標準保証拡張 G6」「標準保証拡張キット G6」が提供するサービス期間を延長する製品です。本書に定める条件に従って延長キットをご利用いただくことにより、本書に定める NECPC 製 PC の保守基本サービス(HW)（以下「本サービス」といいます。）をお受けいただくことができます。

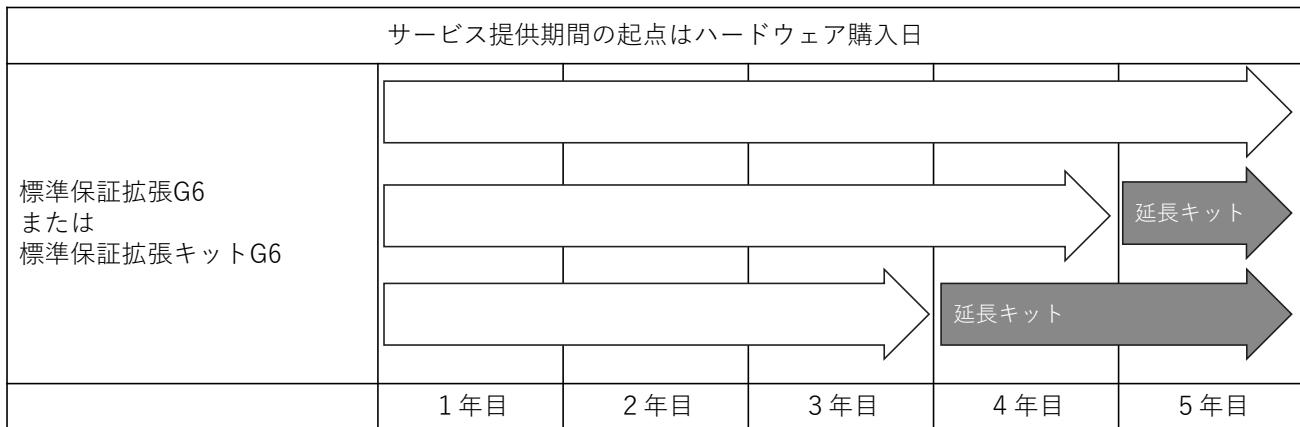
1. 対象機器

本サービスの適用範囲は、第2章に記載された登録手続きに基づき、NECPC に登録され、かつ日本国内に設置された NECPC 製 PC 本体および本体に内蔵される NECPC 製 PC 用純正オプション機器、シャープNECディスプレイソリューションズ株式会社製ディスプレイ、マウス、キーボードのハードウェア製品（以下「対象機器」といいます。）です。標準保証拡張キットをご購入済みの場合は、標準保証拡張キットが登録されている機器です。

2. 本サービスの提供期間

延長キットに基づく本サービスの提供期間は、お客様の登録日にかかわらず、登録いただいた PC 本体の保証開始日（ご購入日）から最大で5年間に延長されます。

※3年版の場合は2年間、4年版の場合は1年間延長します。



本サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた NECPC 製 PC 本体の保証開始日（PC ご購入日）に、標準保証拡張キットの延長保証期間を追加した年数に、ご購入された延長キットの年数（1年間または2年間）を加算した日までです（最大、PC ご購入日から5年です）。ただし、延長対象になる標準保証拡張キットのサービス提供期間終了後から登録完了までの経過期間は、本サービスの提供対象外となります。すなわち、保証期間が切れた後に本サービスを登録申請された場合、保証期間が切れた後から登録完了までに発生した故障に関しては、本サービスの適用対象外となります。

3. 本サービスの対応時間

NECPC 営業日に対応依頼を受け付け、「ビジネス PC 修理受付センター」もしくは「121コンタクトセンター」にて稼動状況のカウンセリングや処置アドバイスをおこない、受付日当日の15時までにNECPCが必要と診断した場合に翌営業日にサービス技術者がお客様先までうかがい、オンラインでの対応を開始します。ただし、交通事情、天候、対象機器の設置場所等の条件により、翌々営業日以降の対応になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. その他項目

本規定に定める以外の条件につきましては、拡張保証規定ならびに標準保証拡張キットのご利用の手続き・サービス利用規約の内容に従います。

2章 お客様情報の登録

お客様情報の登録

本サービスをご利用いただくには、「NECPC 保守・保証サービス登録サイト」からお客様情報をご登録いただく必要があります。登録サイトから、登録画面の案内に従って本サービスの登録を行ってください。

NECPC保守・保証サービス登録サイト：<https://necpc.service-now.com/entry>

登録時には以下情報が必要になります。あらかじめ本冊子およびPC本体の保証書をお手元にご用意いただけますよう、お願いします。

- (初回登録の場合) 登録申請者に関する情報：メールアドレス、姓名、電話番号、パスワード
- ご購入に関する情報（お客様名、本サービスのサービスシリアルNo.）
- 対象機器に関する情報（PC本体型番、製造番号）
- 設置場所に関する情報（郵便番号、町域名/番地/ビル名、会社名/団体名、所属、担当者名、電話番号）

登録手続き全般に関するご不明点は、N E C サポートパック登録受付センターへお問い合わせください。

N E C サポートパック登録受付センター

e-mail : SupportPack@support.jp.nec.com

電話番号：0 3 – 3 4 5 4 – 6 8 1 8

受付時間：9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 月曜日～金曜日

(国民の祝日に関する法律に定める休日および所定の休業日は除く)

登録済みの設置場所情報を変更する

ご登録いただきました対象製品の設置場所が変更となる場合は、「NECPC保守・保証サービス登録サイト」にて設置場所変更の手続きを必ず行ってください。

